

入札説明書

1 公告期間：令和7年1月7日（火）から令和7年1月22日（水）まで

2 入札説明書に関する質問受付期間等

（1）受付期間：令和7年1月7日（火）から令和7年1月22日（水）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

（2）受付場所

群馬県明和町新里250-1

明和町産業振興課農政係 渡邊

TEL 0276-84-3111（代表）

FAX 0276-84-3114

3 調達内容

令和6年度産地生産基盤パワーアップ事業により導入する以下の資材とする。

（1）入札案件（物品名・数量）

令和6年度産地生産基盤パワーアップ事業パイプハウス資材導入

（2）納入場所

仕様書 No.	住所	氏名
(1)	明和町下江黒地内で会長が指定する場所	(株)内田農園

（3）物品の特質等 仕様書及び設計書のとおり

（4）履行期限

令和7年3月14日（金）

4 競争参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）明和町財務規則（平成12年規則第13号）第120条第1項の規定により作成された競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。

（4）本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県財務規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

（5）入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。

5 競争参加資格の確認

(1) この公告の入札の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

① 提出期限 令和7年1月22日(水)午後5時まで

② 提出方法 郵送又は持参

(2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年1月23日(木)までに郵送又はFAXにより通知する。

(3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、その旨通知する。

(4) その他

提出期限日以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札方法

(1) 入札者は、購入物品の本体価格のみの契約金額を見積もるものとし、調整・運搬・建設に係る経費は含めないものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。(万円未満切り捨て)

(3) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

7 入札保証金及び契約保証金 免除

8 契約相手方 取組主体である生産者

※補足

本入札案件であるハウス資材導入事業について、資材の売買契約を契約相手方である生産者と締結するものとする。また、それに付随するハウス建設工事請負契約について、生産者と協議するものとする。

9 入札説明会の日時及び場所

別添仕様書によりこれに代える。

10 入札及び開札の日時及び場所

実施日：令和7年1月24日（金）午後1時30分から

場 所：群馬県明和町新里250-1

明和町役場 2階 第5会議室

11 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
- ② 申請書に虚偽の記載を行った者のした入札
- ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
- ④ 入札に際し、不正の行為があったとき。
- ⑤ 指名停止に関する申出書が未提出であるとき。
- ⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

12 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

13 契約書作成の要否 要

14 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手續以外の目的で使用してはならない。

(3) 代理人が入札を行う場合には、委任状を提出すること。

(4) 契約代金の支払いは、協議会員である生産者が行う。